

米の輸出入に関する動向

1 米の輸入の管理・販売状況

国内の米生産に悪影響を与えないように米の輸入・管理を実施
 本年7月から飼料用販売を開始

ミニマム・アクセス米については、全量国家貿易の下、基本的に、政府が全量買い取り、市場の状況を踏まえ、価格等の面で国産米では十分対応し難い用途（主として加工用途）に向けて販売されています（図 - 1）。

販売されなかったミニマム・アクセス米は、国産米とともに援助用途に充てられているほか、新規用途需要等に充当するよう政府が在庫として管理しています。

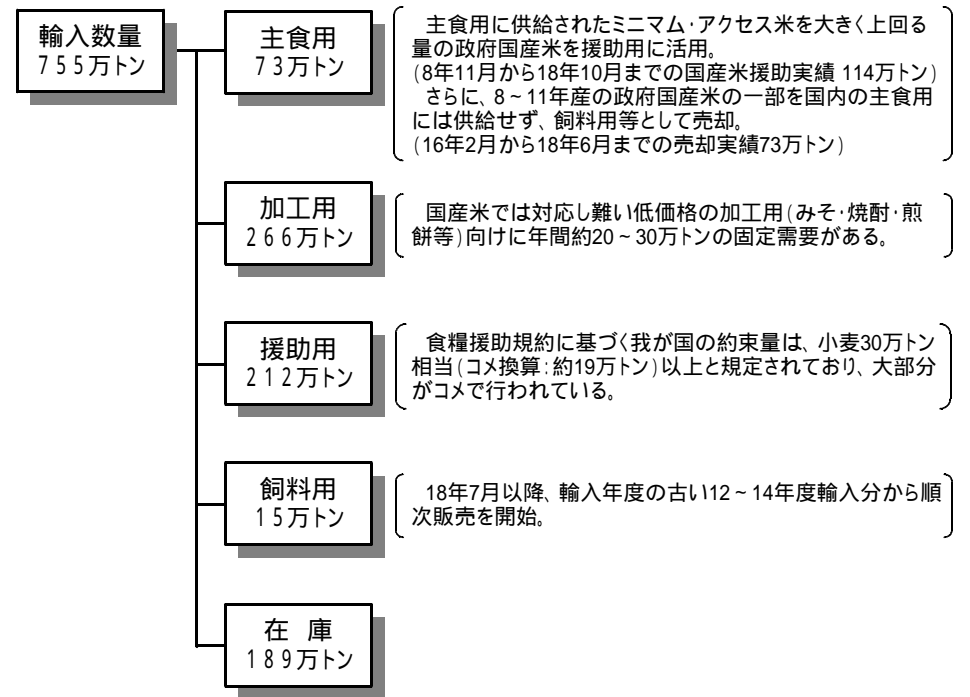
さらに、これまで一部を飼料用に販売してきた政府保有国産米のうち、8～11年産米の在庫数量が6月末でほぼ解消されたことから、本年7月以降、次に輸入年度の古い12年度～14年度輸入のミニマム・アクセス米から順次飼料用に販売を開始し、年間30万トン程度を売却していく予定です。

このようなことから、ミニマム・アクセス米の在庫は、平成18年3月末現在203万トンから、平成18年10月末現在では189万トンとなっています。

なお、引き続き在庫縮減に向けて、加工用途向けに需要拡大を図っていくほか、新製品の開発による新規用途の需要開発に積極的に取り組むなど、一層の努力をして参ります。

ミニマム・アクセス米以外の米の輸入については、枠外税率が課され、実際の輸入数量はごく限られたものとなっています。

図 - 1 ミニマム・アクセス米の販売状況
 （平成7年4月～18年10月末）



資料：農林水産省調べ

注：1) 輸入数量は、18年10月末時点での政府買入実績である。
 2) 在庫189万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

2 WTO農業交渉の状況

我が国としては、「多様な農業の共存」を基本理念とし、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を目指しているところです。

第4回閣僚会議(ドーハ)で開始された新ラウンド交渉「ドーハ開発ラウンド」については、2004年7月末に交渉の大枠となる枠組み合意がなされました。

2005年12月の香港閣僚会議の際採択された香港閣僚宣言においては、農業とNAMAについて、各国共通のルールであるモダリティの基礎となる構造的要素のうち、意見の収れんが見られた内容について整理が行われるとともに、今後のスケジュールについて合意されました。

その後、2006年6月末の閣僚級会合において、農業とNAMAの両交渉議長から提示された交渉議長テキストに基づき、集中的な議論が行われましたが、主要国間の見解の隔たりは大きく、合意に至りませんでした。

7月中旬に行われたG8サミットでは、今後1ヶ月以内のモダリティ合意を促進するため、全ての国が協調して指導力を発揮し、必要な行動をとることとされました。

これを受け、7月23日及び24日、G6閣僚会合が開催され、集中的な議論が行われましたが、各国の立場の違いは埋まらず、全分野の交渉を中断するとの結論に至りました。

我が国は、交渉の早期再開のために全力を尽くし、交渉を再び軌道に乗せ、合意を達成する決意であり、その旨を8月1日の総理コメントとして表明しました。

このような中、9月にはG20の閣僚会合やケアンズグループの閣僚級会合が開催されるなど、中断から抜け出すための何らかの取組をしようとの動きが出るなど、各国が交渉再開に向けて模索を行っております。

11月には、ラミーWTO事務局長が各交渉議長に対し、それぞれの事情に応じた協議を進めるよう促したところです。

我が国、引き続き関係国等に働きかけながら、我が国の主張ができる限り反映され、今次ラウンドが成功裡に終結するよう、努めていきます。

2005年12月香港閣僚宣言(農業)

市場アクセス

- ・適切な境界値についての合意の必要性を認識しつつ、関税削減方式は先進国・途上国共通の4階層を採用
- ・関連するすべての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要
- 国内支持
 - ・3階層(EU、日本、米国、その他の国)で高階層ほど大きく定率削減
 - ・貿易歪曲的支持全体の削減は、総合AMS(黄の政策)の最終譲許水準、デミニミス(最小限の政策)、青の政策の削減の合計の方が小さくても行われる必要
- 輸出競争
 - ・2013年までにすべての形態の輸出補助金の並行的撤廃及び同等の効果を持つ全ての輸出措置に対する規律を確保
 - ・輸出信用、輸出国貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月末までにモダリティの一部として完成

表 - 1 WTO農業交渉のスケジュール

2004年7月末	枠組み合意
2005年12月	WTO第6回閣僚会議(香港) [閣僚宣言の採択] [12/13~18]
2006年3月	WTO G6閣僚会合(ロンドン)(3/10-11)
5月	WTO非公式閣僚会合(パリ)(5/23)
6月	農業・NAMAモダリティ議長テキストの提示[6/22]
6月末	WTO閣僚級グリーンルーム会合(ジュネーブ) [6/29~7/1]
7月中旬	主要国首脳会議(ロシア・サクトペルブルク)
7月末	WTO G6閣僚会合(7/23~24) WTO非公式貿易交渉委員会(7/24) 全分野の交渉が一時中断
8月	総理コメントの発表
9月	G20閣僚会合(リオデジャネイロ)(9/9~10) ケアンズ閣僚会合(ケアンズ)(9/20~22)
10月	ブラジル大統領選挙(10/1、29(決選投票))
11月	米国中間選挙(11/7) ラミーWTO事務局長主催大使級会合(11/10)

資料：農林水産省作成

3 国内産米の輸出について

国内産米の商業用輸出は、台湾、香港、シンガポール等の東アジア地域を中心に増加傾向

(1) 米の輸出状況

国内産米は、商業用として年間400～500トンが輸出されていますが、近年、台湾、香港、シンガポール等の東アジア地域において、経済発展を背景に、富裕層が増加し、日本食も普及・定着しつつあることから、同地域に対する国内産米の輸出実績も増加傾向にあり、平成17年度では全体で760トンとなっています(表2、3)。

(2) 米の輸出促進に向けた国の支援体制について

米の輸出促進については、全国生産者団体が中心となり、販売を前提とした試食会の開催等、東アジア地域を中心に積極的な取組が行われ、高品質な日本産米が高い評価を受けています(表4)。

また、JA全中・全農は、平成18年6月2日に成田空港第二ターミナル出国手続後の区域に国産農産物販売店舗「ぶらんどJA」をオープンし、海外からの旅行者等に対し、日本産米を中心とした農産物のPR等を行っています。

このような状況の中で、農林水産省としても、国産農産物の輸出促進を「攻め」の農政の最優先課題の一つとして、輸出先国の検疫・通関制度等により輸出阻害要因となっているものについては、相手国に対して必要な改善を要請・折衝を行うとともに、生産者団体等による主体的な取組に対する支援を行うこととしています。

表 - 2 商業用米穀輸出の主な輸出先国・地域(18年度)

(単位:精米トン)

台湾	香港	シンガポール	米国	その他	計
238(484)	83(95)	45(59)	87(54)	48(68)	501(760)

資料:農林水産省調べ

注:()内は17年度実績であり、18年度は4～9月までの実績である。

表 - 3 商業用米穀輸出の主な事例(17年度)

輸出先	販売方法等	取扱銘柄	輸出実績	現地販売価格
台湾	高齢者向け、日本食高級料理店、おにぎり用、加工米飯等多岐にわたり販売	新潟県産「コシヒカリ」、栃木県産「コシヒカリ」等	110トン	740円～800円/kg
	富裕層向けに百貨店で販売(評価は高く、全て完売)	島根県産の減農薬「ヘルシー元気米」	5トン	700円/kg
香港	富裕層向けに高級スーパー等で販売	新潟県産「コシヒカリ」、秋田産「あきたこまち」	27トン	600円～700円/kg
シンガポール	在留邦人向小売及び日本料理用	新潟県産「コシヒカリ」、秋田産「あきたこまち」等	30トン	600円～1,200円/kg

資料:農林水産省調べ

表 - 4 生産者団体等の米輸出の取組状況(17年度)

内容	台湾	香港	シンガポール	タイ
食品見本市への出店及び主な日本産米PR活動等	お米ギャラリー銀座からの出店によるおにぎり実演販売	香港国際食品・飲料展	日本産米を使った料理教室	日本食品フェア
実施日	2005.11.10～13 2006.1.29～31	2005.5.10～13	随時	2005.12.8～11
会場	高島屋日本物産展 微風広場春節フェア	香港コンベンション・エキシビションセンター	明治屋内物産スタジオ Ms.Hosoi studio	クワン・ツリット・ナショナル・コンベンションセンター
来場者数・販売個数	約3,000個 約3,000個	約29,000名	約400人	約28,000名
試食会など(会場で炊飯)	北海道産「ほしのゆめ」、山形県産「はえぬぎ」、新潟県産「コシヒカリ」(いずれも無洗米)	福島県産「ひとめぼれ」、千葉県産「コシヒカリ」、新潟県産「コシヒカリ」(いずれも無洗米)	新潟県産「コシヒカリ」、北海道産「ほしのゆめ」(いずれも無洗米)	北海道産「ほしのゆめ」、宮城県産「ひとめぼれ」、新潟県産「コシヒカリ」(いずれも無洗米)
販売				
発売日	2004.10.5～	2005.5.10～	2004.10.28～	2004.12.8～
取扱銘柄	北海道産「ほしのゆめ」、山形県産「はえぬぎ」、新潟県産「コシヒカリ」	福島県産「ひとめぼれ」、千葉県産「コシヒカリ」、新潟県産「コシヒカリ」	北海道産「ほしのゆめ」、秋田産「あきたこまち」、新潟県産「コシヒカリ」	北海道産「ほしのゆめ」、宮城県産「ひとめぼれ」、新潟県産「コシヒカリ」
販売開始後の総輸出数量	16年産 計17トン 17年産 計7トン	16年産 計15トン 17年産 計17トン	16年産 計33トン 17年産 計22トン	16年産 計7トン 17年産 計3トン
価格	590～740円/kg	900～1,040円/kg	680～850円/kg	790～1,000円/kg

資料:全国生産者団体調べ

注:発売日については、当該輸出先国における販売を開始した日である。

【第165回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説】

地方を支える農林水産業は、新世紀にふさわしい戦略産業としての可能性を秘めています。日本の農林水産物や食品は国内向けとの固定観念を打破するため、「おいしく、安全な日本産」の輸出を、平成25年までに1兆円規模とすることを目指します。

(3) 米政策改革における消費純増策による支援

米政策改革においても、新たな米の輸出の取組は主食用米の需要拡大に寄与することから、その輸出の取組に応じた生産が可能となるよう、平成16年度から、消費純増策として当年産の生産目標数量を補正（増加）する仕組みを措置しています。

具体的には、生産年の4月20日までに輸出業者と契約が結ばれ、

平成19年度版

消費純増策として 米穀の海外輸出を行うには

はじめに

消費純増策の一環として米穀の海外輸出を行うには、まずは、海外輸出の取組を行う農業関係者等の中で、輸出相手国業者との販売契約、販売残が生じた場合の処理方法等について協議していただいた上で、消費純増計画を作成することが必要です。

このようにして作成した消費純増計画について、地方農政事務所等の認定を受けていただき、海外輸出向けの米を生産することになります。

(注)消費純増策とは、需要に応じた米づくりの一環として米の消費拡大を図るため、米の消費を確実に増加させる取組を行う者に対して、当初配分された生産数量目標に加え、当該取組による消費純増相当分の数量を補正（加算）する仕組み。
タイプ5の海外輸出の取組の認定に当たっては、14年～17年までの4年間の供給数量の平均を控除した数量が19年度のカウント数量として認定。

消費純増策の取組ができる者

J A、生産（出荷）数量20トン以上の農業者、集荷業者等で生産調整方針を作成し、認定を受けている者等

米穀の海外輸出の取組を行うには

消費純増計画の作成・認定のほか、次のいずれかの手続が必要になります。

輸出相手国の業者等との販売契約の締結
輸出代行業者（商社等）を仲介して実施する場合は、消費純増計画者（農業者）と輸出代行業者、輸出代行業者と輸出相手国の業者のそれぞれの販売契約
ただし、販売契約を締結しない場合は販売計画でも可。

確実に輸出されることが輸出業者等との契約書等により確認された数量分について消費純増策として認定しています。この手続は、仮に見込み数量で認定すると、結果として輸出できなかった場合、国内市場に流通され需給が緩和してしまうことがないようにするために行っています。

19年産からの農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムにおいても、当該措置を継続し、新たな輸出の取組を支援していきます。

具体的手続

以下のスケジュールにより、地方農政事務所等において手続を行うこととなります。

